

飛躍

~leaping~

(税)永田会計

先日、大阪でG20が開催され、世界経済の不透明感が増す中、各国が持続的成長を実現するため政策を総動員することが話し合われました。その中で、今後の「デジタル経済」に対応したルール整備が急務だと「大阪track」の立ち上げが宣言されました。

「成長の著しいデジタル経済に遅れをとらず、デジタル化及び新興の技術の利益を最大化することができるよう、イノベーションを促進するためデータとデジタル経済の十分な潜在力の活用に向け、国内的及び国際的な政策討議を促進することの重要性を確認する」とされおり、先にG20の財務相・中央銀行総裁は、大手IT企業を対象とするより効果的なデジタル税制の構築に関する作業を加速することで合意しています。

では、これらを受けて我々はなにをすべきなのでしょうか。

デジタル経済のポテンシャルを考慮して、新しい分野に打って出ればいいのか否か。

今現在、時代の過渡期を迎えている気がします。

「隗より始めよ」。意味は大事業をするには、まず身近なことから始めること。なのでここは一つ原点に立ち返ってみて、新時代を切り開いていくのはどうでしょう。



軽減税率対策補助金について

2019年10月に消費税率10%へ引き上げに合わせて実施される消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々への補助金制度です。

中小企業庁公式ホームページより

現在、テレビCMでも放送されていますが、この支援制度は3つの申請タイプがあります。申請の際には軽減税率対策補助金事務局への問い合わせや事務局のサポートを受けられます。

フリーダイヤル (0120-398-111)

- A型 … 複数税率対応レジの導入等支援 6種類の申請方式がある
- B型 … 受発注システムの改修等支援 EDI/EOS等のシステムを利用している事業者が対象
- C型 … 請求書管理システムの改修等支援 区分記載請求書を発行する事業者が対象

※上記のタイプごとに細かい条件等がありますので、しっかりと確認されることが重要です。

2019年9月30日までに導入又は改修し、支払いが完了したものが支援対象となります。

この他にも上記費用に必要な資金を日本政策金融公庫の融資制度(最優遇金利)があります。

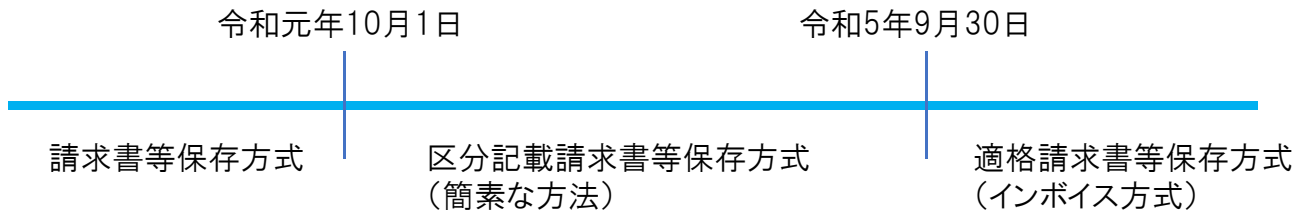
(096-353-6121) IT活用促進資金



軽減税率に伴う経理処理について

●区分記載請求書等保存方式の導入

軽減税率が導入されると、税率ごとに区分する必要があります。令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間には、簡素な方法として「区分記載請求書保存方式」が導入されます。



★ 帳簿記載例

売上(株式会社Aが記帳)の場合

現金入金		
科目	金額	摘要
612 売上高	1840	株△△ (10%)
〃	56376	株△△ (8%)
614 売上高		
615 売上高		
152 売掛金		
152 売掛金		
152 売掛金		
152 売掛金		

仕入(株式会社Bが記帳)の場合

現金出金		
科目	金額	摘要
712 仕入高	1840	株●● (10%)
〃	56376	株●● (8%)

納品書兼領収書		
株式会社 A		
10月分 58,216円(税込)		
日付	品名	金額
10月1日	牛肉(国産特上カルビ)	54,000 ※
10月2日	キャベツ(北海道産)	2,160 ※
10月5日	ア〇ヒビール(6本)	1,300
10月10日	コ〇・コーラ(2ℓ)	216 ※
10月20日	キッチンペーパー	540
	合計	58,216
	10%対象	1,840
	8%対象	56,376

※印は軽減税率対象商品

領収書をあげた場合

領収書を貰った場合

7月税務カレンダー

- 10日 源泉所得税納付期限
- 16日 所得税予定納税の減額申請
- 31日 5月決算法人申告期限
11月決算法人中間申告
消費税等中間申告



8月税務カレンダー

- 10日 源泉所得税納付期限
- 31日 6月決算法人申告期限
12月決算法人中間申告
消費税等中間申告

